

日本歯科衛生教育学会 利益相反指針

(目的)

第1条

日本歯科衛生教育学会（以下「本会」という）の事業遂行に関する利益相反[Conflict of Interest: COI]（以下「COI」という）状態を公正に管理することにより，事業の公正・公平さを維持し，透明性，社会的信頼性を保持しつつ，本会の適正な推進を図るものとする。

(対象者)

第2条

利益相反指針は，COI 状態が生じる可能性のある以下の対象者に適用する。

- (1) 本会会員
- (2) 本会が行う事業活動に携わる本会会員以外の者
- (3) 上記対象者の配偶者，一親等の親族，または収入・財産を共有する者

(対象となる事業活動)

第3条

利益相反指針の対象となる事業活動は，以下のとおりである。

- (1) 本会学術大会等の開催
- (2) 本会機関誌および学術図書等の発行・編集事業
- (3) 本会および会員が実施する研究・教育および調査事業
- (4) その他，本会の目的を達成するために必要な事業活動

(申告すべき事項)

第4条

対象者は，以下の(1)～(10)の事項について，COI 自己申告の基準を超える場合には，その正確な状況を，利益相反自己申告書により，本学会理事長に申告するものとする。申告された内容の具体的な開示，公開方法は利益相反指針の定めるところにより行うものとする。

- (1) 企業・法人組織，営利を目的とする団体の役員，顧問職，社員等への就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・法人組織，営利を目的とする団体からの特許権使用料
- (4) 企業・法人組織，営利を目的とする団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）
- (5) 企業・法人組織，営利を目的とする団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する臨床研究費（治験，臨床試験費等）
- (7) 企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究，共同研究，寄

付金等)

(8) 企業・法人組織，営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に関する事項

(9) 企業・法人組織，営利を目的とする団体から人員・機器・設備・施設等が，研究遂行に提供された場合

(10) その他，上記以外の旅費（学会参加等）や贈答品等の受領

(COI 自己申告の基準)

第5条

前条で規定する基準は以下のとおりとする。下記の基準の金額には消費税額を含まないものとする。

(1) 企業・組織や団体の役員，顧問職については，1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。

(2) 株式の保有については，1つの企業についての年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。

(3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については，1つの権利使用料が年間100万円以上とする。

(4) 企業・組織や団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）については，1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする。

(5) 企業・組織や団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料については，1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。

(6) 企業・組織や団体が提供する研究費については，1つの企業・団体から受託研究費，共同研究費，臨床試験等）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする。

(7) 企業・組織や団体が提供する寄付金等については，1つの企業・組織や団体から，申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする。

(8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。

(9) その他，研究とは直接無関係な人員・機器・設備・施設・旅行・贈答品等の提供については，1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間10万円相当とする。

(利益相反自己申告書の取り扱い)

第6条

本会の学術大会等での発表に係る抄録登録時，本学会機関誌への論文投稿時，あるいは本会が実施する研究・教育および調査事業の実施にあたり，研究倫理審査申請書と併せて提出される利益相反自己申告書は，受理日から2年間，本学会理事長の監督下に本会事務所で厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した当該対象者の利益相反自己申告書については，理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし，削除・

廃棄が適当でないとして理事会が認めた場合には、2年を超えて保管できるものとする。

2 COI情報は、原則として非公開とする。本会は、下記の事由が生じた場合、理事会に対し、当該対象者の利益相反自己申告書を開示する。

(1) 理事会が、当該対象者の申告内容に関し、本指針に違反する疑いが生じ、開示の必要性があると認めたとき

(2) 会員または非会員の者が理事会に対し、当該対象者の申告内容に関し、本指針に違反する疑いがあることを書面により指摘し、理事会が、これを相当と認めたとき

(審議・緊急措置)

第7条

理事会は第6条2項の場合、当該対象者の利益相反自己申告書の開示を受け、その疑義を審議し、判断を行う。

2 理事会は、前項の判断を行うにあたり、必要と認めるときは利益相反委員会に諮問することができる。

(違反者に対する措置)

第8条

提出されたCOI自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査、ヒアリング等を行ったうえで理事長に報告する。深刻なCOI状態があり、説明責任が果たせない場合には、理事長は理事会で審議のうえ、適切な措置を講じることができる。

(措置に対する不服申立)

第9条

前条の措置を受けた者は、本学会に対し、7日以内に書面により不服申立をすることができる。理事会は、不服申立を受理したとき、利益相反委員会に対し再諮問を命じ、理事会の審議を経て、その結果を不服申立者に通知する。

(守秘義務)

第10条

COI情報をマネジメントする上で、個人のCOI情報を知り得た本会理事、事務局職員、関係役職者は守秘義務を負う。

(改廃)

第11条

本指針を改廃する場合は、利益相反委員会での協議のうえ、常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

本指針は、2020年7月18日から施行する。

本指針は、2022年3月25日から施行する。